

【平成 23 年度税制改正及び復興税制の概要】

～ 平成 23 年 12 月 2 日公布分 ～

平成 23 年 12 月

宗和税理士法人

目 次

○ 法人課税関係	1
○ 個人所得課税関係	4
○ 資産課税関係	6
○ その他	6

法人課税関係

(1) 主要改正事項

No	項 目	適用法人(対象者)	適用時期
①	法人税率の引き下げ	全ての法人	平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度
②	減価償却制度の償却方法の見直し	全ての法人	平成 24 年 4 月 1 日以後に取得する資産
③	欠損金の繰越期間の延長及び繰越控除限度額の制限	全ての法人 繰越金額の改正対象は中小法人等以外の法人	平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度
④	貸倒引当金設定対象法人の見直し及び段階的制度廃止	中小法人等に限定	平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度
⑤	寄附金の損金算入限度額の見直し	全ての法人	平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度
⑥	復興特別法人税の創設	法人税の納税義務者	平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間内に開始する事業年度

⑦	外国税額控除制度の見直し <ul style="list-style-type: none"> 控除対象外国法人税の範囲 控除限度額計算に用いられる国外所得金額の計算方法 	内国法人	平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度
⑧	次の諸制度の廃止 <ul style="list-style-type: none"> エネルギー需給構造改革推進投資促進税制 中小企業等基盤強化税制 事業革新設備等の特別償却制度 	青色申告書を提出する中小企業者等	平成 24 年 3 月 31 日まで

(2) 重要改正項目の概要

① 法人税率の引き下げ

改正点については⑥の図をご覧ください。

② 減価償却制度の償却方法の見直し

平成 24 年 4 月 1 日以後に取得する資産で定率法を採用した場合、現行の 250%定率法（定額法の償却率に 250%を乗じた率）から 200%定率法に償却率が改正されます。

③ 欠損金の繰越期間の延長及び繰越控除限度額の制限

- i 欠損金の繰越期間が 7 年から 9 年に延長されるとともに、中小法人等以外の法人については繰越控除額が一部制限されることになりました。

	改正前	改正後	
		中小法人等	中小法人等以外の法人
控除限度額	欠損金額控除前の所得金額(A)（全額）	改正前と同じ全額 (改正なし)	(A)の金額の 8 割
適用時期	—	—	平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用
繰越期間	7 年間	9 年間（平成 20 年 4 月 1 日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用）	

※ 中小法人等とは次の法人をいいます（以下、④においても同じ）。

ア 普通法人のうち期末資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であるもの又は資本若しくは出資を要しないもので、次の法人を除きます。

- ・ 資本金等の額が 5 億円以上である法人との間で完全支配関係がある法人
- ・ 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人

イ 公益法人等、人格のない社団等

ii 繰越期間の延長に伴い、次の措置が講じられます。

ア 欠損金の繰越控除制度について、その欠損金が生じた事業年度の帳簿書類の保存が適用要件となります。

イ 法人税の欠損金に係る更正の期間制限が7年から9年に延長されます。

ウ 法人税の欠損金に係る更正の請求期間が1年から9年に延長されます。

なお、上記ア及びイの改正は、平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用され、ウの改正は平成24年4月1日以後に法定申告期限が到来する法人税について適用されます。

④ 貸倒引当金設定対象法人の見直し及び段階的制度廃止

貸倒引当金を計上できる法人が次の法人に限定され、iiについては対象債権が限定されることになりました。

i 中小法人等、銀行、保険会社他これらに準ずる法人

現行のとおり金銭債権を対象債権とします。

ii 売買があったものとされるリース資産の対価の額に係る金銭債権を有する法人等

リース債権等一定の金銭債権に限定されます。

また、i以外の法人及びiiの法人については、経過措置により、それぞれ次の金額の貸倒引当金を計上することができることとされます。

事業年度	計上金額
平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度	Aの4分の3
平成25年4月1日から平成26年3月32日までの間に開始する各事業年度	Aの4分の2
平成26年4月1日から平成27年3月33日までの間に開始する各事業年度	Aの4分の1

A：改正前の規定による損金算入限度額

⑤ 寄附金の損金算入限度額の見直し

i 一般寄付金の損金算入限度額を、資本金等の額の1,000分の2.5相当額と所得の金額の100分の2.5相当額との合計額の4分の1（現行は2分の1）に引き下がります。

ii 特定公益増進法人等に対する寄附金の別枠の損金算入限度額について拡充が行われます。

⑥ 復興特別法人税の創設

法人には、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に開始する各事業年度（課税事業年度という。）から、基準法人税額に10%を乗じて計算した金額を復興特別法人税額

として課税されることになりました。

基準法人税額とは、①の税率で算出した法人税額（所得税額控除・外国税額控除等を適用しない場合の法人税の額）をいいます。

つまり、改正後の税率及び平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 3 年間の実質的な法人税率は、①の税率とあわせて次の太枠のとおりとなります。

法人区分		改正前	改正後(A)	(A)+復興特別法人税
期末資本金額 1 億円以下	所得金額 800 万円以下	18%	15%	16.50%
	所得金額 800 万円超	30%	25.50%	28.05%
一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人）		18%	15%	16.50%
上記以外の法人		30%	25.50%	28.05%

※ 期末資本金額が 1 億円以下であっても、次の法人は上記以外の法人に該当します。

- ・ 資本金等の額が 5 億円以上である法人との間で完全支配関係がある法人
- ・ 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人

法人税の確定申告書を提出する者は、復興特別法人税申告書を各事業年度の確定申告書と併せて申告することになります。また、納税についても、当該確定申告書の提出期限までに、復興特別法人税を法人税に併せて納付することになります。

個人所得課税関係

(1) 主要改正事項

No	項目	適用法人(対象者)	適用時期
①	減価償却制度の償却方法の見直し	所得税の納税義務者	平成 24 年 4 月 1 日以後取得資産
②	記帳義務及び記録保存義務の見直し	所得税の納税義務者（事業所得者）	平成 25 年分以降
③	復興特別所得税の創設	非永住者以外の居住者、非永住者、非居住者、内国法人、外国法人	平成 25 年から平成 49 年までの各年分（25 年間）

(2) 重要改正項目の概要

① 減価償却制度の償却方法の見直し

平成 24 年 4 月 1 日以後に取得をする減価償却資産の償却費の計算上算定される定率法について、現行の 250%定率法（定額法の償却率に 250%を乗じた率）から 200%定率法の償却率に変更されます。

② 記録義務及び記録保存義務の見直し

前々年の所得金額が 300 万円以下である場合、記帳義務及び記録の保存義務のない事業所得者等について、新たに記帳義務及び記録の保存義務を課すこととされました。

③ 復興特別所得税の創設

次の納税義務者の区分に応じて復興特別所得税が課税されます。

適用法人(対象者)	課税標準	税率
個人	個人のその年分の基準所得税額 i 非永住者以外の居住者 全ての所得に対する所得税の額（外国税額控除を適用しない場合の所得税の額とし、附帯税の額を除く。） ii 非永住者 国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内払いのもの又は国内に送金されたものに対する所得税の額（外国税額控除を適用しない場合の所得税の額とし、附帯税の額を除く。） iii 非居住者 国内源泉所得に対する所得税の額	2.1%
法人	基準所得税額 i 内国法人 利子等及び配当等などに対する所得税の額 ii 外国法人 国内源泉所得のうち利子等及び配当等などに対する所得税の額	2.1%

源泉所得税の納税義務者は、源泉徴収に係る所得税の額につき復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに納付することになります。

所得税の確定申告書を提出する者は、復興特別所得税申告書を各年分の確定申告書と併せて申告することになります。また、納税についても、当該確定申告書の提出期限までに、復興特別所得税を所得税に併せて納付することになります。

資産税関係

平成 23 年度税制改正大綱に盛り込まれていた相続税及び贈与税に係る次の項目は、国会審議の結果今回の改正では見送られ、引き続き税制抜本改革における実現を目指すこととされました。

(相続税関係)

- ・ 基礎控除額、税率構造の見直し
- ・ 死亡保険金の非課税限度額の見直し
- ・ 未成年者控除及び障害者控除の見直し

(贈与税関係)

- ・ 暦年贈与制度の税率構造の見直し
- ・ 相続時精算課税制度要件の緩和

その他

(1) 主要改正事項

No	項目	適用法人(対象者)	適用時期
①	更正の請求期間の延長	全ての納税者	平成 23 年 12 月 2 日以後に法定申告期限が到来する国税

(2) 重要改正項目の概要

① 更正の請求期間の延長等

i 平成 23 年 12 月 2 日以後に法定申告期限が到来する国税について、更正の請求ができる期間が法定申告期限から原則として 5 年に延長されました。(改正前：1 年)

ii 当初申告の際、申告書に適用金額を記載した場合に限り適用が可能とされていた措置のうち、一定の措置については、更正の請求により事後的に適用を受けることができることとされました。

※ 一定の措置の主なもの

- ・ 受取配当等の益金不算入
- ・ 所得税額控除

iii 更正の請求の期間延長に併せて、税務署長が増額更正を行うことができる期間について、所得税、消費税など改正前に 3 年とされていたものが 5 年に延長されました。